

対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

1

対象施設の管理者
土地の所有者等
＜別記様式第一号＞

2

国又は地方公共団体の
業務のための飛行
＜別記様式第二号＞

3

① ② 以外の方
＜別記様式第一号＞

対象施設の管理者等への同意の申請

通報に先立ち、小型無人機等の飛行を行う
おうとする対象施設周辺地域に係る

- ・ 対象施設の管理者(※)
- ・ 土地の所有者等(当該土地の上空
を飛行させる場合のみ)

のいずれかから、当該飛行を行う同意を
得る必要があります。(同意を得たことが
分かる書面が必要です。)

※ 同意を得るための方法、連絡先
等については、各対象施設へお問
い合わせください。

都道府県公安委員会への事前通報(管轄警察署経由)

通報書の提出

小型無人機等の飛行を行う48時間前までに当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地
域を管轄する警察署に所定の様式(通報書)を提出してください。

通報書を提出する際は

- ・ 飛行区域を示す地図を添付
- ・ 実際に飛行させる小型無人機等を提示又は当該小型無人機等の写真を提出

する必要があります。

これに加えて、

- ・ 上記 ② の場合、国又は地方公共団体から依頼を受けて小型無人機等の飛行を行う
ことを証明する書面の写し
- ・ 上記 ③ の場合、対象施設の管理者等から同意を得たことが分かる書面の写し

を提出する必要があります。

オンラインでの通報

警察署の窓口のほか、e-Gov電子申請サービスからオンラインで通報することができます。

オンライン手続終了後の画面に表示された到達番号又は警察における確認後に送信される通
知に記載された受付番号を控え、小型無人機等の飛行を行う際、警察官から求められた場合に
は提示してください。

※ 災害その他、緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察
署に口頭で通報することで足りることとしています。

ただし、その場合であっても、「③の方」については、飛行に先立ち、対象施設の管理者等から
当該飛行に係る同意を得る必要があることに注意してください。